

令和6年度東京都入札監視委員会 第5回制度部会
(一般社団法人東京電業協会との意見交換会)

令和7年2月4日(火)

東京都第一本庁舎 16階 特別会議室S6

【臼田契約調整担当課長】 大変長らくお待たせいたしました。定刻となりましたので、これより東京電業協会様と東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきますと存じます。

本日は、都の入札契約制度をよりよいものとするを目的といたしまして、現場の実態を踏まえたご意見、ご要望を直接お伺いするため、東京都入札監視委員会制度部会としての意見交換会の場を設定させていただきました。東京電業協会の皆様におかれましては、お忙しい中、ここ都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

私、東京都財務局で契約調整担当課長をしております臼田と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以降、着座で失礼いたします。

まず出席者のご紹介でございますが、入札監視委員会制度部会の委員の方々をご紹介申し上げます。

まず初めに、オンラインでご出席いただいております、入札監視委員会委員の堀田昌英様でございます。

【堀田委員】 堀田でございます。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、同じくオンラインでご参加いただいております、入札監視委員会委員の斉藤徹史様でございます。

【斉藤委員】 斉藤です。本日はよろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、本日会場にお越しいただいております、入札監視委員会委員の仲田裕一様でございます。

【仲田委員】 仲田です。よろしくお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 東京電業協会の皆様につきましても、本来であればお一人ずつご紹介させていただきたいところでございますが、時間も限られておりますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料にあります出席者名簿に代えさせていただければと存じます。都の出席者につきましても出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして、東京都財務局経理部長の稲垣より一言ご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 東京都財務局で経理部長を務めております稲垣と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、大変皆様お忙しいところ、貴重なお時間を本日頂戴いたしまして、誠にありが

とうございます。東京電業協会の皆様方におかれましては、日頃より都の入札契約制度にご理解、ご協力を賜りまして、ありがとうございます。また、協会並びに会員の皆様方におかれましては、このところの資材価格の動向など社会経済情勢が変化しております中で、都の建設事業をお支えいただいております、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、皆様もご案内のとおり、昨年6月には国におきまして第三次・担い手3法が成立をいたしました。現在順次施行されている段階でございますが、都といたしましても、改正法の趣旨などを踏まえまして、しっかりと対応をしていかなければならないものと認識しております。

こうした中、皆様から現場の声をしっかりお伺い申し上げ、引き続き入札契約制度の適切な運営を行ってまいりますとともに、建設業界におけます諸課題の解決、働き方改革等の取組に貢献してまいりたく、本日は大変重要な意見交換の機会であると考えてございます。入札監視委員会制度部会の先生方におかれましては、本日も専門的な見地からご意見、ご質問をいただければと思っております。

限られた時間ではございますが、本日はどうぞよろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、続きまして、東京電業協会の久原専務理事よりご挨拶を頂戴できればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【久原専務理事】 いつも大変お世話になっております。東京電業協会専務理事の久原でございます。

東京都様におかれましては、日頃より電気設備工事業界へのご指導、ご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日は入札監視委員会制度部会委員の先生方ご列席の下、直接業界の声を伺いいただき、このような貴重な機会を設けていただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

私ども電気設備工事業界は、電気設備の建設とその保守管理などを通じまして、国民生活や経済活動に直結するライフラインを支え、人々の安全と安心を提供する使命を担っていると、そのように自負しております。

さて、そんな我々業界も、今年度当初から、つまりは去年4月からとなりますけれども、時間外労働の罰則付き上限規制が適用されております。これへの対応は、まずは当然に自助努力であるということは認識しておりますが、どうしても自分たちの力だけでは解決できない課題がございます。また、当業界を取り巻く情勢といたしましては、先ほど稲垣部長のご挨拶にもありましたとおり、資材価格の高騰、納入の遅れ、不足の問題もございまして、現時点で非常に人手不足と。そして将来を担う人材の確保も大変に困難を極めているということもございまして、我々業界、非常に厳しい環境に置かれております。

このような背景から、本日は何点かご説明、ご要望させていただければと考えております。課題解決に向けて、より一層のご指導、ご支援をお願いできればと思っておりますので、本日はどうぞよろしく願い申し上げます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、本日の進行についてご説明申し上げます。

まず東京都の入札契約制度等に関する要望についてでございます。東京電業協会様から都に対しての入札契約制度全般に関するご意見、ご要望等をいただきまして、都からそれに回答させていただくという形で進めさせていただきます。

次に報告事項になりますが、お手元の資料、入札契約制度改革本格実施後の状況（6年経過）についてでございます。こちらにつきましては、本日も説明する時間は設けておりませんので、後ほどご確認をいただければと思います。

なお、時間も限られておりますので、フリーの意見交換につきましては最後に一括して実施したいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、都の入札契約制度等に関するご意見やご要望等につきまして、東京電業協会様からお願いをいたします。

【大畑委員】 東京電業協会からの提案要望事項について読み上げさせていただきたいと思っております。

1、継続した発注量の確保と分離発注の継続実施について。

建設業は、国民生活や産業活動を支える基盤として不可欠な社会資本の確実な整備・維持に貢献していくという、使命感を持って企業活動を展開しております。今後も、その使命を果たしていくためには、健全な経営の下に将来を担う人材の確保・育成等を行っていく必要があります、安定した工事量と、適正な利益の確保が必要です。

また、分離発注は、電気設備の専門化・高度化に伴い、専門工事業者として蓄積した知識・経験と技術を基に、確かな施工責任を負うことが可能となる、最も合理的な発注システムであると考えております。公共工事につきましては、発注量を確保していただくとともに、実施いただいている分離発注を、今後とも継続していただきますようお願いいたします。

2で、時間外労働の上限規制の対応に向けた取組について。

(1) 4週8閉所の早期実現について。

長らく建設業では土曜日に現場稼働することが常態化し、また、書類の作成や発注者との調整・協議、竣工日等の期限を厳守するために、時間外労働や休日を返上しての施工が行われてきました。本年度より適用された時間外労働の上限規制に対応することはもとより、週休2日の確保は技術者の健康維持やワーク・ライフ・バランスの実現のみならず、他産業との競争状態にある新規入職者確保の観点からも必須条件であると考えております。公的発注者が率先し、建設現場における4週8閉所の実現に向けた環境の整備を早急に押し進めていただきますようお願いいたします。

(2) 適切な工期設定と概成工期の確保に向けて。

工期設定に関して、時間外労働の上限規制を踏まえた上で、4週8閉所の確保が可能となる工期を設定することと、概成に必要な他工種を含む関連工事の施工期間が確保された

適切な工期（概成工期）の設定をすることが肝要です。

東京都では、特記仕様書に概成工期について記載いただいておりますが、他工種に影響されない施工期間確保のため、適切な概成工期の設定・厳守を徹底していただくためには、より強力な推進と指導の徹底が重要です。また、概成工期の設定をより実効性の高いものとするためには、工程表に「建築躯体の完成時期」や「受電の日」といった工程の重要な節目を明記いただくとともに、他工種に大きな影響を与える可能性があるポイントを、建築工程全体のキーポイントとして受発注者が共有し、工程管理を行うことが効果的です。

そして、着工時には適正な工期であっても、工事の終盤になると工期遅延が発生してくるのが実態です。前工程の他工種業者の遅延影響を受けやすい後工程を担う我々電気設備業としては、適正工期遵守のための前工程業者への指導をしていただき、後工程業者が工程遅延によるしわ寄せの影響を受けないよう、適切な対応をご検討いただきますようお願いいたします。

（３）現場従事者の負担軽減に関する取組について。

現場技術者は、施工管理に加え、書類の作成や発注者との調整・協議など、その業務内容は多岐にわたります。中でも書類の作成と検査対応は多くの時間を費やし対応している状況です。

東京都においては、「削減、簡素化が可能な工事関係書類」に基づき、全工事で書類の削減・簡素化を実施していただいておりますが、さらなる削減・簡素化を進めていただきますとともに、ASPの活用を進めていただきますようお願いいたします。ASPの活用は、受発注者がオンライン上において書類の提出・確認が可能となり、印刷・ファイリングの手間を省くことができ、時間差がなくなることにより業務の効率化を進めることが可能となります。

あわせて、各検査の効率化について早急に検討をお願いいたします。他公共発注者が行っている検査内容と比べ、東京都が実施する検査は同種内容を確認する検査が多く、また、他公共発注者では抽出検査において実施している内容も、全数検査を実施しています。発注者として求める品質が確認でき、同時に合理的・効率的となる検査の在り方についてご検討をお願いいたします。

（４）改修工事における発注者による施工条件等の事前調整について。

改修工事の多くは、既存の建物が稼働している中で施工を行っています。このような「居ながら改修工事」では、施設利用者との作業調整の結果、土日や夜間に作業が集中し、予定していた休日を返上しての施工や、計画外での対応をせざるを得なくなることがあります。居ながら改修工事については、発注者が事前に施設利用者と諸条件を調整いただき、入札時に施工条件等について明示していただきますようお願いいたします。

（５）余裕期間を活用した発注について。

現在、逼迫した人員の中での施工体制確保は、難しい状況があります。予定していた人員が別の工事の遅延によって配置できなくなる可能性があるなど、予見できない状況下で

の工事受注は請負者にとってリスクが高く、応札意欲があったとしても見送らなければならないケースもあります。このような状況下において、余裕期間制度（フレックス方式）の活用は、柔軟な工期設定により、受注者が建設資機材や人員を確保しやすくなるなど、効率的な施工体制の確保が可能となる点で非常に有効です。

複数の工事が錯綜している現状において、余裕期間を積極的に活用した工事発注を行っていただき、逼迫する施工体制確保に資する対策を実施していただきますようお願いいたします。

【盛迫委員】 替わりまして、続けさせていただきます。

3、技能者の所得維持における対策について。

令和6年3月から適用された公共工事設計労務単価において、電工費は前年度比約5%の引上げとなっています。しかしながら、5%の引上げでは、週休2日の実施に伴う稼働日の減少による技能者の所得の減少を補うことはできない状況です。技能者の所得維持のためにも、週休2日を前提とし、多数の開発案件を抱える大都市東京であることを踏まえた設計労務単価の設定、または補正率を1.2に引き上げていただくとともに、実情に即した労務単価の設定を早急に進めていただきますようお願い申し上げます。

4、時間外労働の上限規制に対応するための現場経費や歩掛率の見直しについて。

時間外労働の上限規制に対応するには、従来と同じ現場運用では適応が難しい状況です。今まで現場従事者が担っていた書類作成業務等を本社やバックオフィスで対応して負担軽減を図る、書類作成業務のために増員して対応する等、現場管理費の増加が発生しています。また、1日の作業時間の考え方について、業務時間内で行っている朝礼や後片づけ作業等々、標準歩掛を再検討する必要があります。時間外労働の上限規制に適切に対応していくためにも、現場経費や歩掛率について見直しを行っていただきますようお願いいたします。

5、実態に即した資材価格の採用について。

物価上昇が続く中、発注者が予定価格を算出するため積算時に採用した資機材価格と、実際に入札参加者が積算をする際の実勢価格が乖離しています。この乖離は不調・不落の原因ともなります。実際に入札参加者が積算をする際の実勢価格を、タイムリーに予定価格へ反映できる物価上昇を見込んだ予定価格の計上をお願いいたします。

6、工程遅延時における工期延長分の費用の精算について。

前工程の遅れにより工程遅延が発生した場合には、後工程業者にしわ寄せが発生して、現場技術者や技能者の増員、夜間対応等時間外労働の上限規制に対応するために予定外の増員が必要となり、多くの追加費用が発生します。工程遅延時の追加費用が経費率だけでなく実費精算できるよう、適切な対応をお願いいたします。

また、工期延長時にかかる費用の請求については、算定式で定められた方法によって金額が決定しますが、実際にかかる金額と大きな乖離があります。現状使用している工期延長時の算定式の実態に即した改定、もしくはかかる費用を実費精算できるよう対応をお願い

いたします。

7、スライド条項の適用について。

東京都においては、スライド条項の申請について適宜ご対応をいただき、感謝を申し上げます。しかしながら、急激な資材価格の高騰が継続している状況では、スライド条項の申請手続は、より迅速に実施されることが求められています。また、受注者負担率については請求金額へ大きな影響があります。スライド条項の運用に当たり、手続の迅速化と受注者負担率の撤廃についてご検討をお願いいたします。

8、改修工事における現地状況を踏まえた設計図面での発注と現場調査について。

改修工事において、現場の実態と図面の乖離といった設計図書の不整合が受注者の負担となっています。実施設計図作成に当たり、現場の状況を踏まえた十分な現地調査の実施と、実効性のある改修計画を設計図面へ反映し、その内容を十分見込んだ予定価格の設定をお願いいたします。しかしながら、いまだに発注図書に既設の状態が適切に反映されていない、あるいはその都度実施した改修内容が全てを反映し切れていないケースが多くあるため、受注者はまず発注図書と現場の状況調査から行っており、その調査にかかる費用は受注者の大きな負担となっています。

「東京都電気設備工事標準仕様書」に、施工に先立って設計図書の内容の調査を行うことや、施工に必要な事項について関係者との事前打合せを行うことを定めており、これに必要な経費は共通費などに含まれているとのことですが、想定されている費用と実際にかかる費用に大きな乖離が生じています。この乖離を埋めるためにも、調査人数や日数を特記仕様書や数量書に明確にいただき、発注図書と「差異」が認められた場合は、その対応のために必要な経費を「変更協議対象」としていただくようお願いいたします。

9、民間発注者に対する指導徹底について。

設備工事業の受注のうち、民間工事量は公共工事と比べ10倍以上の規模となっています。しかし、民間工事において、4週8閉所や変更協議、工期延長時の適切な対応、適切な物価上昇等の価格交渉などがなされていない状況があります。受注の大きなウエイトを占める民間工事においてこの状態が継続することは、建設業全体の疲弊につながり、将来の産業の維持が危ぶまれます。我々受注者並びに業界団体でも、民間発注者にご理解いただくための要望活動を展開しておりますが、行政機関として地域における民間発注者への周知徹底を至急進めていただきますようお願いいたします。

以上が東京電業協会からの要望事項となります。よろしくお願い申し上げます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま頂戴したご意見、ご要望に関しまして、都の所管部署から順次回答を差し上げます。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長をしております米倉と申します。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですけれども、回答させていただきます。

まず一つ目、継続した発注量の確保と分離発注の継続実施についてでございます。発注量の確保についてでございますが、社会資本の整備は都民の安全・安心や利便性を向上させるとともに、新たな雇用や需要を創出し、経済の波及効果も高く、東京の持続的発展や日本経済の活性化にもつながるものであることから、必要な取組は着実に進めていく必要があります。一方、それぞれの事業所管局において、その事業計画に基づいて各事業の必要性や優先度を見極めた上で、工事は適切に実施されているものと認識しております。いただいたご要望につきましては、工事の発注の関係部署に申し伝えさせていただきます。

次に分離分割発注についてでございますけれども、都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など都民生活の向上に果たす役割を踏まえまして、分離分割発注によって中小企業の受注機会の確保を図っているところでございます。業種ごとに工事を分離発注することで事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られるものと考えております。今後も原則として分離分割発注を徹底するよう各局に周知してまいります。

【軸菌電気技術担当課長】 続きまして、電気技術担当課長の軸菌から回答させていただきます。よろしく願いいたします。

2、時間外労働の上限規制の対応に向けた取組について、(1) 4週8閉所の早期実現についてですけれども、財務局では受注者希望型週休2日モデル工事等を実施してきましたが、令和6年度からは原則として全ての工事を週休2日工事として実施するとともに、各局の実施者で構成する協議会等々を通じて、全庁での取組に向けて周知徹底しています。

(2) 適切な工期設定と概成工期の確保についてです。財務局では、国が定めた工期に関する基準を踏まえ、日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を活用し、直接工事に必要な日数のほか、機器の調整、検査期間、施工条件や休日等を考慮した工期を設定しています。

また、概成工期の遵守は重要であることから、関連する全ての工事の特記仕様書に記載するとともに、監督員は設計図書に基づく工程の管理、施工状況の確認を行い、各工種間の調整を図って、概成工期が遵守されるよう受注者に指示しております。さらに、概成工期と同時期である受電の6か月前と1か月前に実施している統括電気主任技術者の現場実査の際に、各工事の監督への助言や情報共有を確実に行うとともに、受注者への周知などを通じて、引き続き概成工期の遵守を図っていきます。

工事契約後、工期に影響を与える状況が生じた場合は、必要に応じて設計変更などの措置を講じており、今後も適切に取り組んでまいります。

続きまして、(3) 現場従事者の負担軽減に関する取組についてです。財務局では、工事関係書類の提出等をインターネット上で行う情報共有システムの利用拡大を推進しており、昨年11月からは、当初工事費にあらかじめシステム利用経費を計上することで、受注者の利用を促しております。また、書類の削減、簡素化については、受注者のヒアリングなどを行っており、さらなる削減を検討してまいります。

【永井検収課長】 検収課長、永井でございます。私のほうから検査の効率化について回答させていただきます。

財務局では、例えば照明設置工事の検査におきまして一部を抽出して検査を実施するなど、今後も引き続き、工事内容等を踏まえつつ効率的な検査の実施に努めてまいります。

【軸菌電気技術担当課長】 続きまして、(4)改修工事における発注者による施工条件等の事前調整についての回答です。

財務局では、居ながら改修工事の場合、設計段階で施設管理者と十分に協議し、施工条件を特記仕様書等の発注図書に明記しています。工事契約後、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合や、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合などについては、受発注者で協議の上、設計変更を行っており、今後も適切に取り組んでいきます。

【米倉契約調整技術担当課長】 (5)でございます。余裕期間を活用した発注について回答させていただきます。都では、技術者不足に対応するため、平成27年から技術者配置準備期間、こうした制度の試行を開始しているところでございます。この制度では、契約確定の日とは別に設定した工事着手日、この日までの間、技術者の配置を必要としないため、開札日時点において配置予定技術者が仮に別工事に従事していらっしゃったとしても、工事着手日までに当該工事が完了するような場合、当該配置予定技術者による入札参加が可能となり、切れ目なく工事を受注できる環境の整備に資するものでございます。今後も庁内への周知を図るなどしながら効果的な活用を促してまいります。

なお、受注者が余裕期間内で工事の始期、始まりの時期を自由に決められるフレックス方式等につきましては、現在、東京都で分離分割発注を推し進めている中で、例えば各事業者がそれぞれの工期を、始期を自由に決めた場合、事業者間及び事業全体の工程調整が困難になるなどの課題があるかと考えています。引き続き施工時期の平準化など技術者不足への対応を図ってまいります。

【軸菌電気技術担当課長】 続きまして、3番目、技能者の所得維持における対策についての回答です。財務局では、受注者希望型週休2日モデル工事等を実施してきましたが、令和6年度からは原則として全ての工事を週休2日として実施しており、その労務費補正については国に準じて設定しています。また、国は公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を調査する公共事業労務費調査を実施し、毎年度、公共工事の積算に用いる公共工事設計労務単価を定めています。都ではこの単価を用いて予定価格を算出し、工事の発注を行っております。

4番、時間外労働の上限規制に対応するための現場経費や歩掛の見直しについてです。建設業の働き方改革を進めていくためには、現場の実態に、より即して工事を発注することが重要です。国の動向にも注視し、適正な工事価格の積算に努めていきます。

5番、実態に即した資材価格の採用についての回答です。財務局が定める工事積算標準単価は、近年の市場動向を踏まえ、資材については当面の間、毎月改正を実施していると

ころです。また、施工の実態等を的確に反映した積算も行っており、適正な予定価格の設定に努めていきます。

6番、工事遅延等における工事延長分の費用の精算についてです。都は発注者と受注者双方の責務や手続を明確にした工事請負契約設計変更ガイドライン、土木工事編、建築工事編を策定し、施工条件と工事現場の状態が一致しないことを発見した場合などについては、ガイドラインに基づき設計変更を行うとしております。ガイドラインについては令和6年8月に一部改正を行い、各局に通知するなど、適宜見直しを図っているところでございます。今後も必要な設計変更が適切に行われるよう努めていきます。

【米倉契約調整技術担当課長】 7番、スライド条項の適用についてでございます。スライド条項の運用につきましては、事業者からの請求に確実に対応できるよう庁内に周知徹底しておりまして、請求があった日からスライド額を算定するための残工事の基準日を2週間以内に定めることとするなど、迅速化に努めているところでございます。受注者負担率の撤廃について、公共調達においては受注者と発注者は対等との考えの下、通常、合理的な範囲を超える価格の変動につきましては、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、受注者と発注者とで負担を分担すべきものであると考えております。こうした受発注者のリスク分担の考え方から、慎重な対応が必要であると考えられます。引き続きスライド条項を適切に運用し、物価変動等へ対応してまいります。

【軸菌電気技術担当課長】 続きまして、8番、改修工事における現地状況を踏まえた設計図面での発注と現場調査についての回答です。現場施工を円滑に進めるためには、設計図書の精度向上が重要です。改修工事におきましては、事前調査等により工事場所の現況を把握した上で、施工条件や工事内容を十分に検討し、設計図書を作成するよう引き続き努めていきます。また、工事契約後、改修工事などにおいて既存図面の不備、不足等により仕様が判別しない場合などには、受発注者で協議の上、設計変更を行うこととしており、今後も適切に取り組んでいきます。

【米倉契約調整技術担当課長】 最後でございます。民間発注者に対する指導徹底についてでございます。民間工事につきましても、週休2日の確保等に向け、適正な工期が設定されることは重要でありまして、建設業許可部署から、発注者団体や大規模プロジェクトを予定している発注者などに対しまして適切な工期が設定されるよう、働きかけを実施しているところであるというふうに聞いております。

回答につきましては以上となります。

【臼田契約調整担当課長】 東京都からご要望に対する回答を差し上げました。

それでは、ここからは、お時間の限りで意見交換をさせていただきたいと思っております。これまでを踏まえまして、ご意見等がございましたら、いただければと思います。

まず、入札監視委員会の委員の皆様はいかがでしょうか。

【堀田委員】 それでは、よろしいでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 堀田委員、お願いいたします。

【堀田委員】 堀田でございます。大変貴重なお話をいただきまして、ありがとうございました。

私から一つ質問させていただきたいと思います。貴協会の提案要望事項についての項目で言いますと、大きい2の(2)適切な工期設定と概成工期の確保について、こちらについて質問させていただきます。概成工期の設定、遵守については、これまでもこういった場で大きな課題ということで挙げていただいている、非常に重要な論点かというふうに理解しています。こちらのご要望の中で、この概成工期の遵守、そして指導の徹底が、より強力な推進と指導の徹底が重要だというご記載がございます。東京都さんからのご回答にもあったように、概成工期、既に設定がされていて、またその遵守に対して発注者からも指導が行われているという状況がある中で、その中でもやはりまだこの指導の徹底が100%ではない。従って、より強力な徹底が必要であるという、そういうことかなというふうに理解いたしました。

具体的に概成工期が設定されているにもかかわらず、やはり結果的に前工程の遅れが後工程の物にしわ寄せが及んでしまったというような状況について、どうしてこういった指導が発注者からも行われているのに、どうしてそういうことがまだなお起こってしまうのかといったようなご事情ですとか、あるいはそのために特に発注者がどういった監督の強化をすることが効果的であるというふうにお考えか、御協会からお考えをいただければと思います。よろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、今、堀田委員からありましたご質問に関しましては、東京電業協会様からご回答いただければと思うのですが。

【小林委員】 すみません。小林と申します。

一応こちらの現場を進めていく上で、どうしても、何というか、こういう言い方は失礼ですけども、それぞれございますので、どうしても少し遅れてくるとか、そういうことはあると思うのです。そういった中で、そのいわゆる躯体の完成時期とか、そういった受電の、例えば6か月前と先ほどおっしゃいましたけども、規模によっては6か月よりまだ先にといい感じで、いろいろキーポイントとなるところを、発注者側様のほうで遅れがないのかとか常に見ていただければ、我々の後工程をする電気設備工事業界もそれについていけるのではないかということです。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

堀田委員、今のご回答に関しましては。

【堀田委員】 ありがとうございます。結構です。

【臼田契約調整担当課長】 そのほか、入札監視委員会の委員の方々から。

斉藤委員、お願いいたします。

【斉藤委員】 斉藤です。本日はありがとうございました。私からは9番の民間発注者に対する指導徹底についてお尋ねいたします。

こちらの内容、協会のお書きになっている内容、私もなるほどと思いながら伺っており

まして、民民のほうでも建設労働者の処遇改善につながるような動きとか、働きやすい環境をつくる動きというのを促進したいという思いが非常によく伝わってきました。これに対して東京都からも様々な対応を取られているというお話がありました。

こちらにお書きいただいております内容を拝見しますと、やはりなかなか民民の契約関係の中に、発注者、これは東京都ですね。都ですとか自治体や国がいろいろと入っていくとか、介入するという表現はあれですけども、入っていくというのはなかなか難しいかと思います。

協会におかれまして「民間発注者への周知徹底を至急進めていただきますようお願いいたします」とあって、思いつくところでは、チラシを作るとか、あるいは説明会で話すとか、ポスターを作るとか、そういったようなことぐらいしか私には思いつかないのですけれども、協会として、何かもう周知徹底の方法というのは何かお考えがあるのかどうか、お聞かせいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、今、斉藤委員からのご質問に関しましてはいかがでしょうか。

【小林委員】 やはり我々としては4週8閉所をお願いしたいということで書いてあるのですけれども、やはり啓蒙となるようなポスターであったり、それと、民間の不動産会社様とか発注者様のほうに、何でしょうか、年に1回とか、こういった指導や徹底をしていくような場を設けていただけると本当は助かるなどは思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。建設業許可部署から聞いているところによりますと、そういった協会ですとか団体に対して、場合によっては訪問をしたりですとか、何らかの連絡会の場でそういった周知を行わせていただくとか、チラシなども活用していると聞いておりますので、そういった働きかけに関しましては今後とも関係部署と協力しながらやっていきたいと思っております。ご意見をありがとうございます。

【小林委員】 私たちも独自に、不動産関係とか、そういった啓蒙の活動はしておりますので、さらに東京都様のほうからでも、いろいろ周知徹底していただくようなお話をいただければと思います。よろしく願いします。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

斉藤委員、今のやり取りでよろしいでしょうか。

【斉藤委員】 はい、承知しました。ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

仲田委員からはよろしいですか。

【仲田委員】 仲田です。私のほうからコメントをさせてください。質問ではございません。

時間外労働の上限規制撤廃あるいは4週8閉所の実現に向けて、非常にいろんな具体的な提案をいただいたわけですが、できること、できないことと、今の質疑応答を聞いてみますと、あるようですけれども、要望をしつこく具体的に尋ねることが必要なのだ

ろうと思うのです。できるだけこういう協議を通じて実現することを期待したいと思いません。

以上です。よろしくお願いします。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

続きまして、東京電業協会様から何か、これまでのやり取りを踏まえまして、また新しいことでも結構ですが、何かございましたら。いかがでしょうか。

【嶋村委員】 すみません。嶋村です。

先ほど小林委員のほうからお話があったのですが、4週8閉所の確保のところ、東京都様のほうでは6か月に1回、1か月前ということで、従前からそのようなお話はいただいておりますが、やはり現場は生き物で、その3か月、4か月の間にすごく変貌するところがございますので、従前から言っているのですが、もうちょっと細かく監視をしていただくというところで、いま一度効果が発揮できる場所もあるのかなどは現場サイドとしては思っているんで、その辺、どういうお考えがあるかちょっとお伺いしたいと。

【臼田契約調整担当課長】 では、東京都側からお願いします。

【軸菌電気技術担当課長】 6か月に1回という件は、受電の6か月前というタイミングのことでしょうか。電気主任技術者が現場に行く、実は私が現場へ行っているのですが、それは概成工期とか週休2日の状況を見るためではなく、受電するための自主検査にちゃんと技術基準に適合した施工ができていないかとか、そういうのを確認するために、事前に工程進捗とかを確認するために行っております。

そのときには私のほうで、釈迦に説法かもしれないですけど、概成工期とは何か、何が必要かというの言いながら、やっぱり安全な作業を進めるためには電気設備がほぼ100%ついた状態じゃないと検査しませんよとか、受電が難しいですと、ちょっと口酸っぱく建築事業者や空調の受注者にも、皆さんに言うておまして、皆さんそれを目掛けて頑張らましようとして強く説明しております。

また、全体定例会に出ていますので、工事進捗率も見ながら、もし遅れているようであれば、なぜ遅れているのか、どうやったら取り戻せるかなども確認しております。その後、6か月の後は、進捗が遅れていないかとかは、電気とかほかの監督員にも聞きながら、もし遅れているならば、ちょっとどうにか是正できないかとか、受電を遅らせる手段も必要だよとか、そういうのはちゃんと伝えておりますので、やはり概成工期を守るようにこちらも努めております。電気設備の施工の状況などで必要によっては、もうちょっと小まめに行くことも検討したいと考えております。

【嶋村委員】 すみません。ありがとうございます。引き続きお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ、東京都側からは、何かありますか。

【米倉契約調整技術担当課長】 1点だけ教えていただけたらと思います。昨今、東京都の入札におきましては、不調が増えているのではないかなという状況が、お話もありますし、そういった状況も見受けられるのかなと思っております。そうした中で、こういった電気、電業協会さんといったしましては、例えば資材価格の高騰ですとか人材不足ですとか、そういった様々な要因があるかと思えます。あるいは民間工事とのそういったバランスの問題とかはあろうかと思えますけれども、どういったことがやっぱりこの公共工事の入札に当たって、もし課題があるとすれば、どういうことがやっぱりこういった状況が生じているのかなど、ご認識があれば支障ない範囲で教えていただければ幸いです。

【福地委員】 福地と申します。よろしく申し上げます。

今の契約調整技術担当課長様のご質問いただいた内容、こういった形の意見交換を公共発注機関様とやらせていただくと、大体今のようなご質問を頂戴しています。せっかくこういう機会を設けていただいていますので、もう格好をつけてもどうにもならないところが正直ございます。なぜ、あなた方はこうやって制度改革を求め、いろんなことを言いながら、なぜ私たちの公開工事公告になっても来ないのですか、に近いお言葉をいただいたことも当然でございます。もうごもっともだと思います。

ただ、これは、あくまで公共工事、入札工事である以上、何というのでしょうか、その工事が発注される年度にならない限り、その仕事について言及することは恐らくできないと思うのですね。文書上であり、ネット上であり。ただ、民間工事につきましては、民法の契約上は成立するのかもしれませんが、口で言ったことも契約とみなされるわけですから。例えば仮グリッ、仮契約ですね、仮契約で、3年後にこういう大型物件が出てきますと。そのとき一緒にやりませんか的な内容の、ちょっとすみません、幼稚な表現で申し訳ないのですが、そういった仮グリッをする。仮契約をする。そして3年経つうちにいろいろ、資材契約もなし、これは今こうやって資機材が足りませんとか言っているのに、都内のあちらこちらで大現場が稼働しています。おかしいじゃないかと。我々、官庁工事の現場には物が来ない。何で民間現場は行っているの。おたくら、うそをついているの、なんて冗談に近いような笑い話もあるのですが、これは実は仮グリッをされているがために、かなり以前に資材の売買契約を結んでいた。それが今になって間に合うようになっていくというような構図がございます。100%そうとは言い切れませんが、かなり近い部分はございます。

そうなってくると、実は今どこの会社も四半期決算が、四半期ごとの決算が厳しく問いただされる状況でございます、民間企業。そうなると、1年ごとによって、経営陣といえども早めの結果を求められる。早めの結果とは何かといいますと、やっぱり建設業においては受注高。受注高を取って初めて利益が出たり、トラブルが起きてしまったり、残念なことに事故が起きてしまったりすることもありますけれども、とにかく受注をしないことには何も始まらない。これは正直申し上げて官民間問わずでございます、受注高については。

従って、どうしてもその年度にならないと歩みが取れない、歩調を動かすことができない公共工事に我々のほうがついていけなくなって、乗り遅れるのです、民間受注者の側が。ここにいるのは大半、大半というか、もう全員営業担当でございます、官公庁の。仕事が取れなくていいなんて思っている営業マンは誰一人いないのです。ただし、打って出たいのだけど、参加したいのだけれども、ただ、配置予定技術者については何とかなるけれども、2年先、3年先、この大型工事のそれを、その工程を満たしてくれる協力さんが見つからないんだということで後手に回ってしまう、唇をかむ、そういったのが今の正直な現状でございます。

都のお金にしても、官にしろ、民にしろ、我々はともかく収入を得ることが民間企業の第一義でございますので、汚い言葉を使って申し訳なかったのですが、これはもう本当に正直なところです。以上でございます。

【米倉契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。大変勉強になりました。公共工事の場合ですと、なかなか将来的な発注見通し、それこそ3年後、4年後にこういった工事を出せますというのをなかなか今の段階で言える制度になっておりませんので、年間の発注予定というのは出させていただいているのですが、もっとそれより先だというような話かなと受け止めておりますし、また、どうしても入札ということになりますので、場合によっては取れることもあるし取れないこともあると、そういったような不確実性があるといったことのお話なのかなというふうに感じました。ご意見をありがとうございます。

【福地委員】 今最後に担当課長様がおっしゃられた、3年先、4年先が読めるようなもの、それは情報漏えいとかそういうレベルではないのですけれども、そういった目安がもし我々民間受注者側のほうへ告知されたならば、非常に助かるという、実はそれも申し上げたこともございます。以上でございます。

【米倉契約調整技術担当課長】 ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

そのほか、まだ少し時間はございますが、全体を通じまして、何かご発言、ご質問等ございましたら、いかがでしょうか。では、よろしいでしょうか。

大変ありがとうございました。いろいろ現場の実情を踏まえたご意見等をいただきまして、大変参考となりました。

それでは、閉会とさせていただきますと存じます。

経理部長の稲垣よりご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 ありがとうございます。限られた時間ではございましたが、東京電業協会の皆様から、貴重な現場の実態、また、事業者の皆様を取り巻く環境、そういったことにつきましてお教えいただきました。大変勉強になりました。ありがとうございます。また、入札監視委員会制度部会の先生方からも様々な角度からご意見、ご質問をいただきまして、感謝を申し上げます。

本日、皆様からいただきましたご意見等を参考にしながら、今後とも入札契約制度を適切に運用していくよう努めてまいりたいと考えてございますので、引き続きどうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、以上をもちまして東京電業協会様と東京都財務局との意見交換会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

——了——